

質問第六六号

管理型産業廃棄物最終処分場における土堰堤の遮水構造に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年六月十三日

青木 愛

参議院議長 山東昭子 殿

管理型産業廃棄物最終処分場における土堰堤の遮水構造に関する質問主意書

千葉県君津市の君津環境整備センターは首都圏最大級の管理型産業廃棄物最終処分場である。同センターでは平成二十四年、第Ⅰ期埋立地で保有水の漏出事故が発生したが、その原因は土堰堤の底面部に二重の遮水シートを設置していなかったことによるものであると考えられる。しかし、その後も遮水シートが設置されないまま埋立地が拡張され続けている。同センターの立地地域には名水百選にも選ばれた上総堀りで見られる自噴井戸の地下水や、小櫃川や御腹川の水源があり、現在でもこれらの水源を生活用水等として使用していることから、住民の命と健康そして地域の貴重な水源を守る観点から以下質問する。

一 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第五号では、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が掲げられているが、土堰堤の遮水構造上の問題から保有水が漏出した場合、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために、土堰堤に対しても基準省令に基づく遮水工が必要であるのか。

二 基準省令上、管理型産業廃棄物最終処分場における土堰堤は、法面及び底面部も二重の遮水シートの敷

設が必要になるのか。

右質問する。